

「多文化共生共創チーム」規約

（目的）

第1条 令和6年度に実施した「生野区における外国人住民との共生社会実現に向けた調査・施策検討業務委託」の成果物である施策提言の「生野区への9分野 33 施策の柱と 121 の事業化案の提言」を踏まえ、生野区の多文化共生に関わる多種多様な課題に対し可及的速やかな解決策を講じるために公民一体となって取り組み、共生社会の実現及び生野区全体の地域活性化の達成に向け、「多文化共生共創チーム」（以下「共創チーム」という。）により「生野区多文化共生共創プロジェクト」（以下「共創プロジェクト」という。）を行うものとする。

（構成員）

第2条 共創チームを構成する個人又は団体を「参加者」という。

（組織）

第3条 共創チームに、代表、運営事務局及び運営委員会を置く。

（代表）

第4条 代表は、運営委員会を構成する参加者（以下「運営委員会メンバー」という。）の互選によって選出し、共創チームを代表する。

（運営事務局）

第5条 共創チームの運営事務局を、いくのコーライブズパーク（大阪市生野区桃谷5丁目5-37）に置く。

2 運営事務局は、認定特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと（以下「ふらっと」という。）が担う。

3 運営事務局は、共創チームの目的達成に向けて円滑な事業展開を行うため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 共創プロジェクトに関する連絡調整
- (2) 運営事務局及び第8条第1項各号に掲げる事業の経費の執行及び管理
- (3) 参加申請に対する許可事務
- (4) 個別事業認定申請に対する認定事務
- (5) 参加者に対する人的・物的支援及び助言
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共創チーム運営のために必要な事務作業

(運営委員会)

第6条 共創チームの意思決定・統括機関として、運営委員会を設置する。なお、共創チームの設立協定締結者（大阪市（生野区役所）（以下、「生野区役所」という。）及びふらっと）から、それぞれ代表者を選定する。

2 運営委員会メンバーは、別表のとおりとする。ただし、運営委員会において、運営委員会メンバーの選定及び除外を議決する。

3 運営委員会は、協議により、次の各号に掲げる事項を討議・決定する。

(1) 共創チーム全体の事業方針

(2) 共創チームの予算及び事業計画、実績報告（収支精算を含む）に関する事項

(3) 運営委員会メンバーの選定・除外等

(4) 個別事業の拡充等に向けた方策の検討・実施

(5) 共創チームの自走化手法の検討・実施（財源の開発・確保等）

(6) そのほか、運営委員会メンバー又は運営事務局が決定を要すると判断した重要事項

4 運営委員会は、生野区役所又はふらっとが招集する。

5 運営委員会は、生野区役所若しくはふらっとが必要と認めたとき又は運営委員会メンバー総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面若しくは電磁的方法をもって開催の請求があった場合に開催する。

6 運営委員会の議長は、その運営委員会において、出席した運営委員会メンバーの中から選出する。

7 運営委員会は、運営委員会メンバーの2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

8 運営委員会の議事は、出席した運営委員会メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員会メンバーは、書面をもって表決し、又は他の運営委員会メンバーを代理人として表決を委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員会メンバーは出席したものとみなす。

(参加手続き)

第7条 共創チームの趣旨に賛同し、共創チームに参加しようとする者は、参加申請書を運営事務局へ提出し、許可を得なければならない。

2 参加者について、以下の団体及び業種等は認められない。

(1) 暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、又は密接な関係を有する個人及び団体

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (3) その他、共創プロジェクトに適さないと運営事務局が判断する業種又は事業者

（共創プロジェクトの内容）

第 8 条 共創チームは、「共創プロジェクト」として、生野区の多文化共生に関する多種多様な課題に対する解決策となる事業を随時実施する。ただし、次の各号に掲げる事業については、共創チームの設立協定締結者（生野区役所及びふらっと）は、公民一体となって必ず個別事業として具体化のうえ実施を要する。

- (1) 外国人住民のための総合的な多言語対応相談窓口の設置・運営

多言語対応により適切な手続きの案内や支援機関への案内ができる専門性を有する、外国人住民を対象とした相談窓口を設置し運営する。

- (2) 外国人に関する相談体制の構築

外国人に関する相談体制を設置し、地域住民との共生社会の実現に向けた環境整備を実施する。

- (3) 外国人住民が地域社会に参画する仕組みづくり

住民の相互理解を深めるための多文化交流を行うイベントを実施する等、相互理解と協力関係を促進する相互交流の機会・仕組みを拡充する。

- 2 参加者は、共創プロジェクトに資する事業（以下「個別事業」という。）を企画したときは、運営事務局への個別事業認定申請及び認定を受けることにより、「共創プロジェクト」の認定事業として個別事業を実施することができる。

なお、個別事業は、当該参加者の責任のもと実施・運営を行うこととし、共創チーム及び運営事務局は、実施、取引、事故等に関して生じた一切の紛争及び損害について責任を負わない。

（認定の取り消し）

第 9 条 以下に該当する場合、運営事務局は個別事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽の記載や隠ぺい等があった場合
- (2) 個別事業を実施する参加者又は関係者等が、第 7 条第 2 項各号の業種又は事業者該当すると運営事務局が判断した場合

- 2 認定の取り消しに伴い発生する損害に関して、運営事務局はその責を負わず、いかなる損害の補償も行わない。

（財務）

第 10 条 運営事務局の運営及び第 8 条第 1 項各号の事業に要する経費は、運営委員会メンバーの分担金、他団体からの補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 共創チームの会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、共創チームの設立の日）から翌年3月31日までとする。
- 3 生野区役所が拠出する分担金は上限 8,000,000 円とし、令和8年度における運営事務局の設立及び運営、並びに第8条第1項各号の事業に要する費用に限り充当する。
- 4 生野区役所以外の運営委員会メンバーの分担（金銭のほか、拠点・設備の提供及び役務提供等を含む。）の具体的内容や納付方法等は、第6条第3項第2号の規定に基づき運営委員会の議決により別に定める。
- 5 第8条第2項の個別事業の実施・運営主体は当該参加者とし、その事業の実施に係る契約締結、対価の収受、経費の負担その他の法律行為及び税務上の損益は、すべて当該参加者に単独で帰属するものとする。

（個人情報等の取扱い）

- 第11条 運営事務局は、参加者等の個人情報等の取扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及びその他個人情報の保護に関わる全ての関係法令等を遵守し、共創プロジェクトの目的以外には利用、提供せず、運営事務局業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を滅失、毀損、改ざん又は第三者に漏洩してはならない。
- 2 参加者が共創プロジェクトにより取得した個人情報は、各参加者が保有する個人情報と同様に各参加者の責任において厳重に取扱う。
- 3 前2項の規定による守秘義務は、共創チームの活動終了後も存続するものとする。

（定めのない事項）

- 第12条 本規約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本規約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、運営委員会メンバー及び運営事務局などの関係者で協議し、これを定める。

以上の内容で規約を定め、共創プロジェクトを実施するものとする。

【付則】

本規約は、令和8年9月25日から実施する。

別表

大阪市（生野区役所）
認定特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと